

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】令和6年10月11日(2024.10.11)

【国際公開番号】WO2022/176797

【出願番号】特願2022-510823(P2022-510823)

【国際特許分類】

D 0 3 D 15/292(2021.01)

D 0 3 D 11/00(2006.01)

D 0 3 D 15/283(2021.01)

D 0 4 B 1/16(2006.01)

D 0 4 B 21/16(2006.01)

D 0 4 B 1/00(2006.01)

D 0 4 B 21/14(2006.01)

D 0 1 F 8/14(2006.01)

10

【F I】

D 0 3 D 15/292

D 0 3 D 11/00 Z

D 0 3 D 15/283

D 0 4 B 1/16

D 0 4 B 21/16

D 0 4 B 1/00 B

D 0 4 B 21/14 Z

D 0 1 F 8/14 B

20

【手続補正書】

【提出日】令和6年10月3日(2024.10.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

30

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

多層構造織編物の外層の少なくとも一方にA成分およびB成分の2種のポリマーからなる偏心芯鞘型の複合合成繊維を含み、前記複合合成繊維の単糸繊維度が0.8 d t e x以下であり、以下(a)~(c)のいずれかを満たす多層構造織編物。

(a)前記多層構造織編物が織物であって、前記外層において、前記複合合成繊維を経糸として多く用いる場合、前記複合合成繊維を含む外層(外層1)の経糸の緯糸との交錯点の比 = (外層1の経糸の緯糸との交錯点数) / (外層2の経糸の緯糸との交錯点数) が0.3~0.7である。

40

(b)前記多層構造織編物が織物であって、前記外層において、前記複合合成繊維を緯糸として多く用いる場合、前記複合合成繊維を含む外層(外層1)の緯糸の経糸との交錯点の比 = (外層1の緯糸の経糸との交錯点数) / (外層2の緯糸の経糸との交錯点数) が0.3~0.7である。

(c)前記多層構造織編物が多層丸編地もしくは多層経編地であって、前記多層丸編地である場合、前記複合合成繊維を含む外層を構成する繊維のループ長が、当該外層とは反対側の外層を構成する繊維のループ長の50%以下であり、前記多層経編地である場合、

50

前記複合合成繊維がフロント箄の少なくとも一部に配されており、かつ前記フロント箄における1 Rack当たりのシンカーループ長が70cm以上である。

【請求項2】

偏心芯鞘型の複合合成繊維は、前記A成分をより高収縮となる成分とし、もう一方をB成分とすると、前記B成分が完全に覆っている偏心芯鞘型である請求項1に記載の多層構造織編物。

【請求項3】

前記多層構造織編物の前記複合合成繊維を含む外層において、緯方向を軸として山折りして観察した際の、折り返し端面から飛び出した毛羽数が15個/1cm以下である請求項1または2に記載の多層構造織編物。

10

【請求項4】

保温性c l o値が0.75以上である請求項1～3のいずれかに記載の多層構造織編物。

【請求項5】

0.3mLの水を滴下してから60分後の拡散性残留水分率が20%以下である請求項1～4のいずれかに記載の多層構造織編物。

【請求項6】

前記多層構造織編物から構成される有効評価面積900cm<sup>2</sup>の試験片2枚について、ISO 6330(2012) C4N法に従う洗濯試験において、洗濯機排水口から排出される繊維屑を、メンブレンフィルターを用いて捕集した場合の繊維屑量が12.0(mg/試験片2枚)以下である請求項1～5のいずれかに記載の多層構造織編物。

20

30

40

50